

# 新型コロナ対策としての支援制度をご紹介します、ご活用を！

「日本に居住するすべての人に支給される1人10万円の給付金」は、前号でご紹介しましたように5月以降に各世帯へ申請書が届けられます。申請書が届いたら、所要事項をご記入のうえ、ご提出ください。今回は、事業主・個人それぞれに利用できる制度の一部を紹介します。

## 【事業者の方が利用できる制度】

### 中小企業者等総合相談窓口

\* 電話・メール等相談：☎355-2112 Fax：355-2110

(e-mail) <mailto:corona-keieishien@stsp Plaza.jp>

\* 面談による相談： 予約先 ☎355-2112 (予約が必要です)

(面談場所) 森都心プラザ4F ビジネス支援センター  
熊本市役所 14階総合相談窓口

### 持続化給付金

事業の継続を支え、再起のために幅広く使える給付金

(支給対象) 前年同月比で売上が50%以上減少している事業者  
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人等も対象。

(給付額) 法人：200万円、個人事業者：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。

(問い合わせ) 中小企業庁 金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544

\* 平日・休日 9:00~17:00

## 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階  
発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか

NO. 1185  
2020年5月3・10日合同号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047



メール：[kumamsu@gamma.ocn.ne.jp](mailto:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp)

HP：[共産党 熊本市議団](#)

検索



## 熊本市緊急家賃支援金

緊急事態宣言に基づき、熊本県の休業要請を受け、休業・時間短縮営業をした飲食店などの店舗の賃料の8割を助成（この制度は1回限りです）。

(支援内容) 1ヶ月分家賃の8割相当額を支援・上限28万円

\* 家賃の上限は35万円で、その80%を助成)

(対象施設) 熊本市内に所在し休業・時短営業をした店舗等のうち、店舗等を賃借している中小・小規模事業者（全国チェーン店除く）

\* 遊興施設等、大学・学習塾等、学校・幼稚園等、運動施設・遊技施設等、劇場等、集会・展示施設、博物館・ホテル等、商業施設、食事提供施設など

(申請時期) 5月中旬予定 \* 制度概要が決定次第、HP等でお知らせ

(問い合わせ) 中小企業者等新型コロナ総合相談窓口 ☎:355-2112

裏面もご覧ください

## 弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 5月12日(火) 午後5時30分~7時30分  
さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 5月14日(木) 午後1時~4時  
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731
- 5月20日(水) 午後6時~8時  
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001
- 5月27日(水) 午後1時30分~4時  
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181
- 5月27日(水) 午後3時~5時  
東区生活相談所(広木町7-23-2) TEL 328-2656
- 5月27日(水) 午後2時~4時  
中央区生活相談所(大江5-15-20) TEL 375-2200

## 【事業者の方が利用できる制度】（続き）

### 雇用調整助成金 \* 従業員の雇用維持にご活用ください。

「雇用調整助成金」は、経済的理由から事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業・教育訓練・出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成するもの。

#### 新型コロナ感染の影響の場合は、助成率が引き上げられます

（助成率）中小企業 4/5 (2/3) 大企業 2/3 (1/2)

\* 賃金相当額に対する割合です。カッコ内は、コロナ以外の場合

（問い合わせ）熊本労働局 職業対策課分室 TEL 096-312-0086

## 【市民のみなさんが利用できる制度】

### 一時的な生活費の不足は「生活福祉資金」の活用を

「緊急小口資金」「総合支援金」の2種類があり、コロナ感染症で、収入減、失業、休業した方を対象に要件を緩和した貸付。

\* 申込は、「市社会福祉協議会」☎324-5511（中央区新町2-4-27）

受付期間：2020年7月末日まで（予定）受付時間：月～金 10：00～16：00

<緊急小口資金> \* 緊急かつ一時的な生計費困難な方への少額貸付

（貸付上限額）10万円（特例20万円以内）

（措置期間）1年 （償還期間）2年 \* 無利子・無保証人

<総合支援金> \* 生活再建までに必要な生活費の貸付

（貸付上限額）単身15万円以内、2人以上20万円以内

（貸付期間）原則3カ月以内 （措置期間）1年

（償還期間）10年以内 \* 無利子・無保証人

### 市営住宅家賃が減免されます

（対象者）新型コロナの影響で収入が減少された方（解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売上の減少等）、感染拡大防止策による、学校休校等に伴い収入が減少した方

（問い合わせ先）市営住宅管理センター

「中央・北・西区」☎327-5101 「東・南区」☎311-7833

### 住居確保給付金

離職等により住居を失った方又は失うおそれのある方を対象に、原則3ヶ月間（状況に応じて最長6か月延長可能）を限度に賃貸住宅等の家賃として住居確保給付金を支給。合わせて、就労機会の確保に向けた支援を行います。

（対象者）支給申請時に以下の要件全てに該当する方

1. 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
2. 申請日において、離職等の日から2年以内、または自身の理由・都合によらないで収入が減少し、離職又は廃業と同程度の状況にある方
3. 離職等の日に、世帯の生計を主として維持していたこと
4. 申請日の属する月の同一の世帯の収入合計が、下記基準額以下  
単身世帯 112,100円、2人世帯 160,000円、3人世帯 197,400円  
4人世帯 234,400円
5. 預貯金合計が、単身世帯で50万円以下、複数世帯で合計100万円以下
6. 国や自治体の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金等）を受けていない
7. 申請者及び同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

（支給月額）家賃相当額 \* 一定以上の収入の人は、収入に応じ支給額を決定

（上限：単身世帯 31,100円、2人世帯 37,000円、3～5人世帯 40,400円）

（支給期間）3か月まで（状況に応じて最長6か月延長可能）

\* 住居確保給付金受給中は、就職活動等をする必要があります。

<申請窓口>

○中央区、西区、北区・・・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）

☎328-2795

○東区・・・東生活自立支援センター（東区役所2階）

☎367-9233

○南区・・・南生活自立支援センター（富合雁回館内・南区役所隣）

☎358-5571

### 熊本市奨学金の返還猶予・・・「最大1年」

（問い合わせ）教育委員会指導課 ☎328-2721

### 母子父子寡婦福祉貸付の返還猶予

（問い合わせ）各区役所保健子ども課 または

熊本市母子父子相談室 ☎372-1228

★この他にも、各種支援があります。

市役所HPでも紹介されています。

★党市議団へもお尋ねください。

☎328-2656